

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について【主な施策】

令和元年6月18日  
外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

## 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進 (特定技能外国人の大都市圏等への集中防止策等)

- 就労を希望する外国人材と地域の企業とのマッチング支援（建設分野の特定技能試験実施法人における求人求職のあっせん等の実施（新規）、介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、地方公共団体とハローワークの連携による中小企業の受入支援（新規））
- 在留資格変更手続等における優遇措置の検討（新規）
- 地方創生推進交付金の活用促進のため、効果的に外国人を地域に定着させるための調査を実施、外国人受入施策に係る先導的事業を地方公共団体に周知して「横展開」
- 住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援

## 共生社会実現のための受入れ環境整備

- 外国人の雇用促進等を効率的に支援するため、入管庁、法テラス、人権擁護機関、ハローワーク、査証相談窓口、JETRO等の関係部門を集約させた「**外国人共生センター（仮称）**」の設置（新規）
- 地方公共団体の一元的相談窓口に係る交付金の交付対象の見直しの検討、多文化共生社会の実現に資する日本人からの相談への対応の検討
- 国と地方公共団体との懸け橋となる受入環境調整担当官の体制整備
- 生活・就労ガイドブック、災害情報の14か国語対応の推進、「やさしい日本語」の活用（新規）
- 医療費不払等の経歴のある外国人の再入国拒否等により、医療機関の未収金の発生を抑制
- 感染症の蔓延防止のため、結核の入国前スクリーニングの適切な実施
- 運転免許試験、外国の運転免許から日本の運転免許への切替手続に係る多言語化の要請（新規）
- 金融機関における**外国人の口座開設円滑化のための環境整備**（パンフレット作成等）、**帰国時の口座解約の要請**、口座売買等によって上陸拒否や国外退去となり得る旨の周知（新規）
- 地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICTを活用した日本語学習教材の開発
- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援の要請
- 全国調査による外国人の子供の就学状況の把握**（新規）、地方公共団体と連携した**就学促進**
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化（14か国語）等による安全衛生教育の推進

## 留学生の在籍管理の徹底・技能実習制度の更なる適正化

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等について、留学生の受入れを認めない等の**在留資格審査の厳格化、私学助成の減額等**（新規）
- 専ら日本語教育を行う大学の留学生別科について、日本語教育機関と同様の基準を作成し、基準不適合の大学への留学生の受入れを認めない仕組みの構築（新規）
- 外国人技能実習機構の実地検査等のための能力の強化
- 技能実習生の失踪等を防止するため、報酬支払の口座振込みの義務付け等により、賃金に関する不正行為等の発生を抑止（新規）

## 留学生等の国内就職等の促進

- 日本の大学を卒業した留学生の**就職機会の拡大のための特定活動告示改正の周知促進**
- 留学生の多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進するためのベストプラクティスの構築・横展開
- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知
- 調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が就職できる業務の幅の拡充

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（抜粋）

### 1. 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進

#### （1）特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

##### ○ 分野横断的な対応策の実施

特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するため、分野横断的に、以下の措置を講ずる。

- ・外国人受入環境整備交付金による地方への支援
- ・地方で就労することのメリット（生活費の水準等）の周知
- ・都道府県単位での「地域協議会」等の立ち上げ【新規】
- ・制度所管省庁等と連携した相談員に対する体系的な研修の実施
- ・人手不足状況や特定技能外国人の受入れ状況等の情報把握・分析
- ・在留資格変更手続等における何らかの優遇措置の可能性についての検討【新規】

あわせて、外国人の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携し、在留資格「特定技能」で就労を希望する国内外の外国人が、外国人雇用の経験に乏しい中小企業に円滑・適正に就職・定着できるようモデル的な取組について検討する。【新規】〔法務省、厚生労働省〕

### 2. 共生社会実現のための受入れ環境整備

#### （1）地方公共団体等への支援

##### ○ 外国人共生センター（仮称）の設置【新規】

「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成30年7月24日閣議決定）において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、留学生の受入れ促進・就職、高度外国人材の受入れ促進、外国人材・家族の人権擁護、法律トラブル、査証相談、労働基準・労働安全衛生等、地方を含む外国人の雇用促進等に対する支援等の施策を一括して実施することにより、効果的・効率的な支援を可能とするため、各機関の関係部門を集約させた外国人共生に関する拠点（外国人共生センター（仮称））を設置する。あわせて、外国人共生センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図る。〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省〕

#### （6）適正な労働環境等の確保

##### ○ 適正な労働条件・雇用管理確保のための外国人労働者雇用管理セミナー等の開催

労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた

周知等を行うとともに、ハローワークにおいて、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。

また、外国人集住地域、技能実習生や特定技能労働者が多い地域等において、事業主等を対象とする「外国人労働者雇用管理セミナー」等を重点的に開催し、地域企業における適正な労働条件及び雇用管理の確保等を図る。〔厚生労働省〕《関連施策番号 82》

○ 雇用管理に役立つ多言語辞書の作成【新規】

労働条件等に関する事業主と外国人労働者の意思疎通を支援し、トラブルの発生予防に資するよう、労働契約等で使用頻度の高い単語を多言語で示す雇用管理に役立つ多言語辞書を作成し、中小事業主等や外国人の利用に供することで、適正な労働環境等の確保を図る。〔厚生労働省〕

○ ハローワークにおける職業相談の多言語対応の更なる充実

多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し14か国語とすることで機能強化を図る。

また、通訳員を配置しているハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図り、円滑な就職支援を実施する。〔厚生労働省〕《関連施策番号 86》

○ 定住外国人施策の推進

定住外国人向け職業訓練コースの好事例の収集（①教科書の作り方の工夫、②補講等の実施、③定住外国人職業訓練コーディネーターの活用事例、④その他効果的な連携方策等）及びその周知等をはじめとした施策の充実を図ることで、日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。〔厚生労働省〕《関連施策番号 89》

### 3. 在留管理の強化等

(4) 留学生等の国内就職等の促進

○ ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点とした、留学生と求人企業のマッチング機会の充実

留学生の国内就職の促進に向けて、ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点として、留学生と求人企業のマッチング機会の充実を図るため、企業説明会や就職ガイダンス等の充実、地方企業や自治体と連携した合同就職説明会の開催、留学生向け求人への掘り起こし等に取り組む。〔厚生労働省〕《関連施策番号 76》

(7) 偽変造在留カード対策

○ 外国人雇用状況届出情報における在留カード番号の活用

外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報を法務省及び厚生労働省間で情報共有する。これによって、法務省においては、同情報と同省の有する情報との確実な突合を行うことを可能とし、偽変造在留カードを雇用主に提示して就労している疑いのある者等を特定して、当該者に対する、より一層適切な入管法違反に係る調査や、在留資格取消手続を行っていく。〔法務省、厚生労働省〕《関連施策番号 120》

(10) 在留管理基盤の強化

○ 外国人雇用状況届出事項への在留カード番号の追加

外国人雇用状況届出事項への在留カード番号の追加について、厚生労働省において、令和元年度中に必要な省令を改正し、在留カード番号の追加を行う予定であり、法務省と厚生労働省は、在留カード番号を追加した外国人雇用状況届出情報を活用して、正確な外国人の就労状況の把握、偽装滞在者等を特定しての効率的な摘発を可能とする。

また、法務省と厚生労働省は、法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、外国人雇用届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図るため、外国人雇用状況届出情報や法務省が保有する外国人に関する情報をオンラインで連携する検討を進める。〔法務省、厚生労働省〕《関連施策番号 116》